

低圧

契約内容に関するご案内(契約前)

本書は、当社がお客さまに電気を供給する際の条件の概要をご説明します。詳細に関しては、当社ホームページ内の「電気需給約款(低圧)」(URL: <https://www.eneres.co.jp/agreement>)、「低圧でんきメニューに関する特約」および「電気料金単価表」をご確認いただきますようお願いいたします。

1	お客さま名	株式会社リブ・マックス
2	対象拠点	当社所定のWEBフォームに入力された供給地点特定番号により特定される需要場所とします。
3	小売電気事業者	株式会社エナリス (登録番号:A0153) 住所:東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地1 御茶ノ水ファーストビル お問合せ先 エナリス カスタマーセンター(問合せ対応時間:平日9:00~17:30) TEL:0120-427-718 E-mail:eneres-customercenter@eneres.co.jp
4	代理事業者	— — —
5	電気需給契約申込み方法	・お申し込みの際には、現在お客さまがご契約中の小売電気事業者への解約手続きが必要となることがあります。解約手続きの方法は小売電気事業者ごとに異なりますので、お手数ですがお客さまご自身で現在ご契約中の小売電気事業者へご確認ください。 ・現在お客さまがご契約中の小売電気事業者との解約に伴い違約金等がお客さまに対して請求される可能性があります。その内容につきましては、お客さまご自身で現在ご契約中の小売電気事業者へご確認ください。 ・当社の「電気需給約款(低圧)」、「低圧でんきメニューに関する特約」、「電気料金単価表」お客さまの需要場所を供給地点とする一般送配電事業者(以下、一般送配電事業者といいますが)の託送約款等(一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等をいいます)における需要者にかかわる遵守事項について理解し承諾いただいた上で、当社所定のWEBフォームよりお申し込みください。
6	契約情報の引き継ぎ	需要場所名、住所、連絡先、契約種別、契約電力等、供給地点特定番号、電圧区分および支払い方法含む請求情報は、過去に当社と締結されていた電気需給契約の内容を引き継ぐものとします。
7	供給開始の予定年月日/契約期間	供給開始予定年月日は、当社所定のWEBフォームに入力された再点希望日とします。契約期間は、供給開始日から電気需給契約が解約または解除される日までとします。

8	供給電圧と周波数	過去に当社と締結されていた電気需給契約の内容を引き継ぐものとします。
9	契約電力等の決定方法	契約電力等はそれぞれ以下のとおり定めます。 【契約電流】 10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。 【契約容量】 契約主開閉器の定格電流に基づき算定された値とします。 ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。 【契約電力】 以下のいずれかの方法により定めるものとします。 ①他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との間の需給契約における内容を基準として、当社との協議により定めるものとします。なお、契約電力等は別紙にて記載します。 ②上記以外の場合、契約主開閉器の定格電流に基づき算定された値とします。
10	検針日/計量日と料金の算定期間等	・検針日/計量日は一般送配電事業者の託送約款等の定めに従うものとします。 ・料金の算定期間は、前月の検針日/計量日から当月の検針日/計量日の前日までの期間となります。また、1月の算定期間の途中で電気の供給を開始された場合や電気需給契約を終了された場合には、基本料金または最低料金を日割りで計算します。
11	使用電力量の計量方法	使用電力量は、一般送配電事業者が設置した計量器により計量された値とし、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
12	電気需給契約にかかる料金	・料金は、(1)基本料金、(2)電力量料金、(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計となります。それぞれは以下の計算式にて算出します。 (1)基本料金(※1)＝基本料金単価×契約電力等(※2) ※1 当該月に全く電気を使用されない場合は、基本料金(最低料金を除く)は半額とします。低圧で供給を受ける場合、基本料金に対して力率の割引または割増はしません。 ※2 契約電力等とは、契約電力または契約容量を指します。これらによらない契約形態(1契約単位等)の場合は、1契約あたりの料金単価を基本料金といたします。 (2)電力量料金＝(電力量料金単価×使用電力量)±燃料費等調整額 (3)再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量 ・基本料金単価および電力量料金単価の詳細は、電気料金単価表をご確認ください。

13 燃料費等調整額	・原油、液化天然ガス、石炭それぞれの3か月間の貿易統計価格にもとづき、毎月平均燃料価格を算定します。算定された平均燃料価格と、基準燃料価格との比較による差分にもとづき、燃料費等調整額を算定し、毎月の電力量料金に反映されます。燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に以下の式で算定された燃料費等調整単価を乗じて算定します。 【1キロリットルあたりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合】 燃料費等調整単価＝（基準燃料価格－平均燃料価格）× 基準単価÷1,000 【1キロリットルあたりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合】 燃料費等調整単価＝（平均燃料価格－基準燃料価格）× 基準単価÷1,000 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 なお、お客さまの電気の使用場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとのα、β、γ、基準燃料価格(税込)、基準単価(税込)は以下のとおりです。 北海道電力ネットワーク(株)①(※1): α 0.1874、β 0.0899、γ 1.0036、基準燃料価格80,800円、基準単価17銭3厘 北海道電力ネットワーク(株)②(※1): α 1.0000、β 0.0000、γ 0.0000、基準燃料価格79,300円、基準単価0銭1厘 東北電力ネットワーク(株)①(※1): α 0.0259、β 0.2563、γ 0.8915、基準燃料価格83,500円、基準単価19銭7厘 東北電力ネットワーク(株)②(※1): α 1.0000、β 0.0000、γ 0.0000、基準燃料価格79,300円、基準単価0銭1厘 東京電力パワーグリッド(株): α 0.0048、β 0.3827、γ 0.6584、基準燃料価格86,100円、基準単価18銭3厘 中部電力パワーグリッド(株): α 0.0275、β 0.4792、γ 0.4275、基準燃料価格45,900円、基準単価23銭3厘 北陸電力送配電(株): α 0.0415、β 0.0745、γ 1.2499、基準燃料価格79,800円、基準単価16銭5厘 関西電力送配電(株)(※2): α 0.0140、β 0.3483、γ 0.7227、基準燃料価格27,100円、基準単価16銭5厘 中国電力ネットワーク(株)①(※1)(※2): α 0.0406、β 0.0992、γ 1.1994、基準燃料価格80,300円、基準単価21銭2厘 中国電力ネットワーク(株)②(※1)(※2): α 1.0000、β 0.0000、γ 0.0000、基準燃料価格79,300円、基準単価0銭1厘 四国電力送配電(株)(※2): α 0.0875、β 0.0770、γ 1.1770、基準燃料価格80,000円、基準単価15銭4厘 九州電力送配電(株) ①(※1): α 0.0053、β 0.1861、γ 1.0757、基準燃料価格27,400円、基準単価13銭6厘 九州電力送配電(株) ②(※1): α 1.0000、β 0.0000、γ 0.0000、基準燃料価格79,300円、基準単価0銭3厘 ※1本土①および離島②に区分して算定された燃料費等調整額の合計額をその1月の燃料費等調整額とします。 ※2最低料金が適用される契約種別のお客さまの燃料費等調整単価は、最低料金適用電力量まで以下の基準単価(税込)を適用します。 関西電力送配電(株): 2円47銭5厘 中国電力ネットワーク(株)①: 3円18銭5厘 中国電力ネットワーク(株)②: 1銭7厘 四国電力送配電(株): 1円69銭4厘 ・燃料費等調整額の上限値の設定はございません。 ・詳しくは、当社ウェブサイト(https://www.eneres.co.jp/agreement)「電気需給約款(低圧)」別表2 燃料費等調整をご確認ください。 ・燃料費等調整単価は、使用月の前月1日から10営業日以内に当社ウェブサイト(https://www.eneres.co.jp/fuel_cost_index)にてお知らせします。お客さまの計量日によっては燃料費等調整単価の公開が、料金算定期間の開始日以後となる場合がございます。
--	---

14	電源構成および環境価値に関して	・供給する電気は電源を特定せず、化石燃料由来の電気を含みます。また、CO2ゼロエミッションや再生可能エネルギーとしての価値を有しません。 ・電源構成は当社のウェブサイト上で開示いたします (https://www.eneres.co.jp/energy_mix)。
15	その他の費用負担に関して	・以下の場合に発生した工事費等の費用は、お客さまにご負担いただきます。 ①供給開始にあたり、当社が当該一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合 ②お客さまの契約電力等の変更、当社が当該一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合 ③お客さまが当該一般送配電事業者の設備にかかわる工事等について当社を通じて当該一般送配電事業者へ依頼し、当社が当該一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合 ④お客さまの都合により一旦契約電力等を変更した上で、更にお客さまの都合により途中で電気需給契約を解約し、または更に変更した当該契約電力等を途中で再度変更(元の条件に戻す場合を含みます。)した結果、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合 ⑤供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合により、需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更する場合であって、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用(実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときの実費を含むものといたします。)負担を求められた場合 ⑥その他お客さまの都合に基づく事情により当社が当該一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合 ・その他一般送配電事業者から当社に請求される費用や、お客さまが電気を不正に使用されたことによる違約金等についても、お客さまにご請求させていただきます。 ・お客さまが電気料金の請求書および領収書に関して書面郵送を希望される場合は、発行手数料として以下の金額を申し受けます。 請求書1通につき 200円(税別) 領収書1通につき 400円(税別)
16	各種料金の支払方法/支払期日	・電気料金その他の料金(以下「電気料金等」といいます。)のお支払いは、以下のいずれかの方法でお願いいたします。お振込みでお支払いいただく場合、振込手数料はお客さまのご負担となります。 (1)口座振替 (2)振込 ・電気料金等の請求書は、原則として料金算定期間の終了日を含む月の翌月25日までに発行し、当社のウェブサイトを通じてお客さまに開示いたします。 ・電気料金等の支払期日は、請求書を発行する月の翌月の23日といたします。ただし、その日が金融機関の休業日である場合、口座振替のお支払いは翌営業日、お振込みのお支払いは前営業日を支払期日といたします。

16	各種料金の支払方法/支払期日(続き)	・電気料金等の支払期日を過ぎてもお支払いがない場合、年10%の延滞利息を申し受けます。 ・お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その過不足金額について、原則として、お知らせした翌月の電気料金等の請求において精算していただきます。 ・電気料金等以外の一般送配電事業者の定める託送約款等に基づき発生する工事費負担金その他の電気需給契約に基づく金銭債務については、発生する都度、原則として、当社が指定する金融機関への振込みでお支払いいただきます。その場合の振込手数料もお客さまにご負担いただきます。
17	お客さまにご協力いただく必要がある事項	電気の供給にあたり、当該一般送配電事業者が定める託送約款等に規定された需要者に関する事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは当該一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。詳細については、当社電気需給約款(低圧)第6条第3項、第19条、第20条および第22条をご確認ください。 ①需要場所の負荷の力率は、電灯料金の適用を受ける場合は90%以上、それ以外の場合は85%以上への保持 ②当社または当該一般送配電事業者が必要な措置のために実施するお客さまの土地・建物への立入り ③お客さまの電気のご利用に際し、当該一般送配電事業者による必要な設備の工事等のための作業用地の確保、施設場所の無償提供および電気工作物の無償使用 ④電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に当該一般送配電事業者が実施するお客さまの電気の使用の中止または制限 ⑤お客さまの電気のご利用に伴い、他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合における電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設 ⑥電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合のその旨の通知
18	お客さまの申出による契約の変更や解約に関して	・お客さまが電気の料金単価、契約種別(従量電灯における契約電流(アンペア)を除く)の変更または契約種別に付帯する排出係数メニューの変更(お客さまの電気需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。)を希望される場合、変更手続きについては新たに電気需給契約の申込みをしたものとし、契約期間は変更日から電気需給契約が解約・解除される日までといたします。 ・お客さまが契約電力等の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の2か月前までに、当社に当社指定の書面(電磁的方法を含み、以下同様とします)にて申込みを行い、必要に応じて契約電力等変更の根拠となる資料を提出していただきます。当社は、一般送配電事業者の承諾を得た後、お客さまに書面で変更の承諾を通知いたします。 ・契約電力等の変更は、1月を単位とした電気料金の算定期間ごとに実施します。また、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力等を変更した場合の電気料金の算定においては、契約電力変更後に到来する次の検針日または計量日から、変更後の契約電力等が適用されるものといたします。 ・お客さまのご都合で、電気需給契約を解約される場合、解約を希望する日の1か月前までに、当社に対し当社指定の書面で解約の意思を通知してください。なお、お客さまが当社に解約通知せずして他の小売電気事業者へ需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、その通知をもってお客さまからの解約通知とみなします。

18	お客さまの 申出による 契約の変更 や解約に関 して(続き)	・契約の変更または解約に伴い一般送配電事業者から当社に工事費等の精算を求められる場合、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。 ・お客さまからの申し出による解約が、電気需給開始日から1年目の日以内の期間となる場合でも、解約手数料は発生いたしません。
19	当社の申出 による契約 の変更や解 約に関して	・一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、電気もしくは非化石価値の調達環境または発電費用等に変動があった場合(市場価格の変動を含みます)、燃料費等調整額の算定に変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は電気需給契約を変更することがあります。この場合、当社がお客さまに対して行う供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付について以下のとおり対応することをあらかじめお客さまに承諾いただきます。 ①お客さまへの供給条件の説明および書面交付は、当社が運営するウェブサイト上に掲載する等の電磁的方法またはその他当社が適切と判断した方法で行うものといたします。 ②契約変更前の供給条件の説明および書面交付は、当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。 ③契約変更後に交付する書面には、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更した事項ならびに供給地点特定番号等を記載いたします。 ④法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない契約変更をする場合は、書面を交付することなく当該変更をしようとする事項の概要のみを説明し、契約変更後も書面交付は行わないものといたします。 ・消費税法および地方消費税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかわる消費税等相当額をお支払いいただきます。 ・当社が料金単価および契約種別を変更する場合、当社はお客さまに事前に新たな料金単価および契約種別、およびその適用開始日を通知いたします。なお、契約種別が「電源連動型メニュー(従量電灯)」または「電源連動型メニュー(低圧電力)」の場合、原則として、毎年4月1日に料金単価の改定を行い、4月計量日から翌年4月の計量日前日まで新たな料金単価を適用いたします(以下「定期改定」といいます。)。定期改定の場合、毎年1月末に新たな料金単価および新料金単価適用開始日(4月の検針日または計量日)をお客さまに通知いたします。 ・お客さまが新たな料金単価および契約種別を承諾しない場合は、適用開始日の20日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで電気需給契約を解約することが可能です。この場合、お客さまは当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものといたします。適用開始日の20日前までにお客さまからの解約通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価および契約種別を承諾したものとみなし、適用開始日より新たな料金単価および契約種別を適用いたします。 ・お客さまが新たな料金単価および契約種別を承諾された場合、変更後の契約期間は、適用開始日から電気需給契約が解約または解除される日までといたします。ただし、定期改定の場合、料金単価の変更による契約期間の変更はございません。 ・当社により料金単価および契約種別を変更(定期改定を除く)した場合、適用開始日から1年未満でお客さまが電気需給契約を解約した場合、お客さまは中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものといたします。 ・当社は電気需給契約を終了する場合、契約終了の3か月前までにあらかじめお客さまにお知らせのうえ、電気需給契約を終了することがあります。

19	当社の申出による契約の変更や解約に関して(続き)	・当社は、お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、電気需給契約を解約することがあります。その場合、当社は解約日の15日前までにその旨をお客さまに書面にて通知いたします。 ①電気需給契約の不履行の場合 ②差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、破産、特別清算、民事再生、会社更生その他法的整理の申立てを受けた場合、もしくは自ら申立てを行った場合 ③租税公課の滞納処分を受けた場合 ④手形、小切手の不渡り処分、手形取引停止処分を受けるなど支払停止状態に陥った場合 ⑤合併によらずに解散した場合 ⑥お客さまが電気料金等の全部または一部を支払期日を経過してなお支払わない場合 ⑦お客さまが電気需給契約によって支払を要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金その他電気需給契約から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合 ⑧その他財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があり、電気需給契約の履行が困難になると客観的に認められる場合 ⑨お客さまが電気需給約款(低圧)第21条(供給の停止)によって、電気の供給を停止することが明らかになった場合 ・当社が電気需給契約を解約した場合には、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が停止される可能性があります。この場合、お客さまは他の小売電気事業者との新たな契約を締結するか、みなし小売電気事業者へ特定小売供給の申込みを行う必要があります。
20	違約金	・お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、当社は、お客さまからその免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、電気需給契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。また、不正に使用された期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。
21	損害賠償等	・お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。 ・お客さまが受けた以下の事由による損害について、当社は損賠賠償責任から免責されるものとします。 ①一般送配電事業者の責めに帰すべき事由によりお客さまが損害を受けた場合 ②次のいずれかの事由によって一般送配電事業者により電気の供給が中止し、または電気の使用が制限もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるもの (1)一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 (2)一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 (3)非常変災の場合 (4)その他電気の需給上または保安上必要がある場合 ③次のいずれかの事由によって一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合 (1)お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 (2)お客さまが需要場所内の一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合 (3)一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合 (4)お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合 (5)電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合 (6)当社または一般送配電事業者が需要場所での業務の実施を必要とした場合に、お客さまが需要場所への立入りを正当な理由なく拒否した場合

21	損害賠償等 (続き)	(7)お客さまが電気の使用において次に掲げる事項に反し、必要な措置を講じない場合 (i)お客さまの電気の使用によって、負荷等の特性によって、各相間の負荷が著しく平衡を欠くこと、電圧もしくは周波数が著しく変動するもしくは波形に著しいひずみが生じる、または、著しい高周波もしくは高調波を発生することが原因で、他の電気の使用の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。また、必要があると一般送配電事業者が認定し、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合の費用は、お客さまの負担といたします。 (ii)お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合も、前号に準ずるものといたします。 (8)お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令および一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によらずに、お客さまが一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続した場合 (9)契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合 (10)お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合 ④お客さまが電気需給契約を解約した場合 ⑤お客さまが次のいずれかの事由に該当したことにより当社が電気需給契約を解除した場合 (1)電気需給契約の不履行の場合 (2)差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、破産、特別清算、民事再生、会社更生その他法的整理の申立てを受けた場合、もしくは自ら申立てを行った場合 (3)租税公課の滞納処分を受けた場合 (4)手形、小切手の不渡り処分、手形取引停止処分を受けるなど支払停止状態に陥った場合 (5)合併によらずに解散した場合 (6)お客さまが電気料金等の全部または一部について支払期日を経過してもなお支払わない場合 (7)お客さまが電気需給契約によって支払を要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合 (8)その他財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があり、電気需給契約の履行が困難になると客観的に認められる場合 (9)お客さまが第 21 条(供給の停止)によって、電気の供給を停止することが明らかになった場合 ⑥当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電、その他の事故によるもの ⑦①の他、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合 ・当社がお客さまに損害賠償の責めを負う場合、当社が負う賠償範囲に、お客さまが受けた特別損害および間接損害(お客さまの逸失利益を含みます。)は含まれないものといたします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。 ・お客さまおよび当社は、以下の不可抗力によって電気需給契約の一部または全部の履行が不可能となった場合、当社はお客さまに対して損害賠償責任を負わないものといたします。 ①地震等の天災地変が起きた場合 ②戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が起きた場合 ・上記の不可抗力を原因として電気需給契約の履行が出来ない場合、お客さままたは当社は電気需給契約の一部または全部を解約することができます。なお、不可抗力を原因とした解約に伴う損害は、お客さまおよび当社ともに賠償の責めを負わないことといたします。
----	---------------	--

22	料金の割引	・当該月の料金算定期間において算定された基本料金（または最低料金）および電力量料金の合計額から1%を割引いたします。 ・燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は割引の対象外となります。 ・料金を日割計算する場合も、日割後の基本料金および電力量料金に対して同様に割引を適用します
----	-------	---